株式会社フェニックスに対する支援決定について

平成１６年８月３０日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。

１．対象事業者の氏名又は名称
株式会社フェニックス

２．対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称
株式会社三井住友銀行

３．事業再生計画の概要：　別紙

４．主務大臣の意見
意見なし

５．事業所管大臣の意見
意見なし

６．買取申込み等期間：　平成１６年８月３０日から
平成１６年１０月５日まで（機構必着）

７．一時停止要請
法第 24 条第 1 項に基づき、「関係金融機関等」に対して、上記６に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

８．一般の債権の取扱い
対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

９．支援決定についての機構の考え方

対象事業者は、「PHENIX」等の著名なブランドを擁しており、スキーウェア・スノーボードウェア市場においてトップシェアを確保しておりますが、バブル崩壊後の個人消費の低迷・市場縮小に対応した有効な施策を実行できないまま、抱える有利子負債を返済するのに十分な収益を上げることができず、窮境に陥っております。

しかしながら、対象事業者は上記のブランド力のほか、機能性スポーツウェアの開発等についての技術力等の有用な経営資源を有しており、これを前提に、過剰な有利子負債を解消し、スポンサーとなるオリックス株式会社により事業再構築資金の提供を受け、①企画・製造・販売部門の連携を強化し、ターゲット顧客及びマーチャンダイジングの各見直しや、②市場縮小に対応した各種固定費の削減等を行うことによって、事業再生の蓋然性は高いものと判断しております。

【お問合せ先】

〒100-0005　東京都千代田区丸の内 3-3-1　新東京ビル９階
株式会社産業再生機構　　企画調整室
電話番号　　03-6212-6437